

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻41号 90/5 〈1部100円〉 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL 0797(32)1131
市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

第27回審理 6月22日(金)AM10:00~ 小林証人反対尋問
第28回審理 7月20日(金)AM10:00~ ”

勤務時間の法的根拠を答えられず

うろたえるあまり証言拒否の小林証人

市芦救援会事務局

去る五月一七日、処分者側小林前管理部長に対する反対尋問が前回に続き分銅弁護士により行なわれました。市民・会員・争議関係者・県下各地の兵高教組会員多数が傍聴席を埋めつくす中、深沢・河村両先生に対する停職処分に関して、市芦教員の勤務時間をめぐる尋問が行なわれました。証人は主尋問で「条例の施行規則により一週四二時間となっている」と証言しており、その間に職場を無断離脱したから処分したと主張してきました。それに対し「市一般職・市教委事務局職員の勤務に関する条例規則であり、市芦教員の勤務時間の法的根拠はどこに定められているのか」と質すと、処分者側提出の証言書類にもかかわらず、うろたえ「正確でないと言えない」と証言拒否をしました。処分の法的根拠も明示できないという態度に対し、場内から多くの批難の声が上がリ、一層動揺し興奮する証人をなだめるべく、審査長がたまらず休憩をとるという場面もありました。常に張りきる寺内代理人も処分の法的根拠を明確にしえず、「後日に書面で答える」と逃げの一手。証人はその後も動揺をかくせず、勤務のわりふりに関する基本的な行政上の手続きに関しても「おぼえていません」を繰り返し、無理なつじつまあわせによる処分デッチ上げの実態が暴露されました。(審理報告は次号)

次回も反対尋問で処分の不当性を更に追及していきますので多くの方々の傍聴参加をお願いします。

も／く／じ

勤務時間の法的根拠を答えられずうろたえるあまり証言拒否の小林証人

市芦救援会事務局	1
傍聴記 小林元管理部長ポーズだけで証言メロメロ	2
争議の仲間たちとの出会い	3
大阪・千代田工業の解雇撤回闘争 屈辱をわすれず	4
こんな人権侵害許せない 国や自治体の臨職(女)の使い捨てを告発する	
呼び掛け人 和田・北田・矢崎	7
郵政当局の解放研つぶしに抗して	8
提訴にあたって	11
えひめHIV訴訟支援の会 趣意書	13
国鉄闘争支援三億円カンパのお願い	14

一九八六年秋から本格化した芦屋市教委による組合つぶしの弾圧の中で、救援会が結成されて早や三年半が経過しています。

この間、多くの方々からの温かい支援をいただき、会員も市内外に少しづつ広がっています。公平委審理にも多くの方が傍聴にかけつけていただいております。温かい励ましをいただきながらなんとか三年半もちこたえてきています。

昨年の労戦問題など、組合をとまりまく状況は大変きびしいものがあります。争議団にとっては、上部組織にとらわれることなく、労働者の権利を原則的に闘いつつてゆくという立場で、広く仲間との出会いを求めてゆくことのように思っています。

芦屋市内において、教育問題を一つの軸としながら、実に様々な方々との出会いがあり、とりわけ

女性のねばり強さに圧倒されながら、市民運動の下からの力強い流れによりそっているところです。

救援会事務局として、各地の集會に参加し、支援の訴えをする機会がふえ、そこでも多くの争議関係者との出会いを得てきました。

昨年夏、不当解雇・処分と闘う阪神間各地の争議の当該者が集まり、「関西争議交流会」が発足しています。あくまで現場のとりくみを通じた交流ということで、寄り合い所帯ですが、二二の争議関係者が集まっています。大半が民間争議ですが、救援会としても多くのことをそこで学んできたと思っています。

今回原稿を寄せていただいた全港湾建設支部の永島さんもその一人です。全港湾という組合には以前から関心もありましたが、彼女の集會にはじめて参加した時、そ

の印象は強烈でした。全港湾をはじめ大阪周辺の地域の支援者との争議の仲間が参加する中で、司会の彼女が切り出した言葉は、「あなたは闘いの中で泣いたことはありますか」というものでした。多くの集會でみられる、いわば型どおりの挨拶ではなく、個人個人の心の底に、労働者として、人間としての悔しさを持った話こそが問われたようでした。

国労の仲間の語り様も同質であると思います。資本・権力によって不当な扱いを受けた人間としての叫びこそが軸となって、彼女や全港湾の人々は、きびしい争議とわかっていても闘いぬいている。そんな中でも、悔しさと同時に、特有の楽天性が加味した全港湾の闘争の一端を学ばせてもらった気がしています。人間的出会いで支援の輪は広まると……。

また、東灘郵便局解放研の刑事弾圧との闘いは、人事院公平審で闘いぬかれています。冒頭陳述で、世界情勢からとうとうと話す北川さんの、少しづついていけない程の楽観性には変な魅力を感じています。資料をいただき簡単ですを紹介させてもらいました。

前号ではじめて紹介しました「甲山事件」で、先日おこなわれた高裁差し戻し不当判決抗議集會に出かけてきました。障害児の証言を悪用しての、まさに障害児差別の判決の中で、あくまで障害児の基本的な人権に寄って立ちつづけてきた山田さん・支援の人々の闘争のあり様には深く学ぶものがあります。

この三年半で、各地の争議の機関紙等が救援会に寄せられています。ある時、支援の団体署名の依頼が、遠く東京や福岡から寄せられた時、私達の支援する会のSさんが一言、「ありがたうこっちゃん、遠いところから送ってきてもらて、たよりにならな、わしらもまたたよりにするねんし」と。いつも大量の資料の整理に追いつかず、四苦八苦していますが、それでも様々な集會に出かけ、支援を訴え、またとりくみに学ばせてもらいます。今後ともよろしくお願いいたします。

争議の仲間たちとの出会い

市芦救援会事務局

どこなら答えられるのか

兵高教阪神支部 K生

一体この証人は何という人間なのか。小林元市教委管理部長に対する反対尋問であったが、勤務時間の法的根拠について聞かれると、かれは、「……ここでは答えられない。」「知らない。」とめどなく繰り返した。勤務の割り振りを決めるいきさつについても、「(文書があったかどうか)覚えていない。」「(決裁を受けたかどうか)記憶していない」などと、まったく無責任きわまる答えに終始した。

処分の張本人が、処分理由の根幹のことを答えられない、答えない。まったくなんということだ。こんな強制配転処分は断じて許されてはならない。

私達の側は、今後、市教委を理論的に確実に追い詰めていくだろう。しかし同時に、審理廷での彼らのふざけた引き延ばしの様子を

見るとき、大変な時間のかかることを思わずにはおられない。

市芦分会は、苦しい状況にある生徒達を守って優れた教育実践を行ってきた。地域として結びついて行政に対して絶えず要求を行ってきた。市芦分会の組合運動はすなわち優れた教育実践、優れた教育運動に他ならなかった。

私達は、この組合運動への弾圧は絶対に許せない。今回の傍聴でも、証人のあまりにふざけた対応ぶりに、思わず怒りの声が出て、審理がストップしてしまった。なんとしても、全員の職場復帰を勝ち取るまで頑張りねばならない、との思いを新たにした傍聴の一日であった。

感想

神戸 K生

審理廷で語られる言葉、証言がひからびていて、とてもつまらない物だ、ということとは

充分に承知しているつもりでも、前田元校長や小林元管理部長のそれはひどいものである。勤務時間とか、勤務時間の割り振りだとか、という単語が飛び交うのだが、市芦という勤務場所での個々の教師が、どんな生徒と向き合いながら、どんな言葉や顔付きを持って存在していたのか、そして、どんな刻を「勤務時間」と呼ばれる「時間」に過ごしていたのか、労働時間としての勤務時間であったはずである。これが、時計の針の何回転かで測定しうるはずだと思ひ込み、且つ、内容を捨象しなければならぬと主張する証言は、時間の自在性を無視するという重大な誤りを犯している。学校が、人間と人間との連関性の内に重要な鍵を内包している場だと仮定することに証言者も疑義をさしはさむことは無いだろう。もしそうならば、その一瞬の内に互いの存在を確認しうることも認めるであろう。又、何年も「勤務時間」を経験しようと、永久に交じわらぬという勤務もあり得ることも認めなければならぬ。市芦の教師が、「あつ、こいつとは話が出来た」という一瞬にかけて、刻を疾走していた——どこでもそうなのであるが——とすれば、不可逆的な時間を問うことは絶望に近い。切り取った時間に何の意味も無いことが前提で証言されぬ限り、証言者の証言も、一瞬の後に真っ白で意味を持たぬ。そんな二時間だった。



私を心配した姉は知り合いの全港湾の知人にこの事を話してくれ、その後アドバイスをもらい、私はクビ切りの本当の理由を会社にたづねてもいいのだと小さな自信を持ち、何

次の日、頑張って会社に行きました。私はいっしょけんめい働けばわかってもらえる、と、それしか考えられませんでした。しかし図面を描こうと思えばペンを持って、力が入らず手からすべり落ちます。自分で自分をコントロール出来なくなっていることにやけどころのない思いに、何度もトイレにそっとかけこみました。そんな私に気付いた同僚のやさしい言葉に、少しづつ元気をとりもどしてはいきました。

会社と言う四月二二日期限切れの日まで私はやめたくないと言い続けました。しかし、四月二二日、机の引き出しをむりやりあけられ、ロッカーの持ち物も全部ダンボール箱につめられ放り出されました。私が会社にもってきた花までゴミ箱にすてられた時、その光

この会社で、やめろと言われ、こんな会社にてやるものか」とやめていった人は何百人といった様です。それも会長のごきげんにふれるだけです。

これも後にわかるのですが、私は正社員で入社していたのに、途中から期限の入った契約書に、皆も書いているとハンを押させられていました。働き続けたいと訴え続けた私に、会社は最後の切り札の様にこの契約書をつきつけ、「おまえがハンを押した」「おまえははじめから臨時雇いだった」「期限が四月だ」とせせらわらいをしたのです。

翌日から、就労闘争、裁判がはじまりました。つらくていきたくない会社へ、行く方がいい」と教えてくれたのが組合でした。行けば同僚がまちかまえ追い出しますが、行く事で「私は何もわるい事はしていない」と話すことで、自分をたしかめる事も出来ました。

はじめてビラもまきました。しかし二日目からは誰もとってくれません。会社が取ると命令している事がわかっていても、泣いて帰りました。しかし地域の人や組合の人に支えられ、今思うと七年もたっていました。

家へはいやがらせの無言電話が夜中なりつづけました。社内に入っては、机に機械油がぬりつけられ、たのみもしない出前が四二人分届けられたり、色々な事がありました。それでも仲良かった同僚達とは連絡を取り合い、しかしその人達も、社内でしたたまれぬ事が重なりやめていったのです。私は、会社に友まで奪われたとわかった時、決して許せぬと思ひ、その企業のみにくい力の大きさを知りました。

だまされた契約書

度も上司と話し、またクビ切りの張本人の会長とも一対一で話しました。理由を問うだけで、女のくせにノお手伝いのくせに、と、社内にはひびき渡る大声でどなりちらす会長をみていて、逆に、私はさめていきました。話せばわかってくれると思っていたことが実はそうでない事を思い知らされてきたのです。

大阪・千代田工業の解雇撤回闘争

屈辱をわすれず

港湾建設支部 永島 庸

女・タバコ・ジパン

はじめまして。「争議の紹介」という事で書かせてもらう事になりましたがうまく書けないと思います。顔を見てもらって目を合わせて世間話を聞くつもりでお読みいただければ、私も少しは思いが出せるかと思ひますのでよろしく。

私は今三五才で、息子は小学校五年です。九年前息子が一才の時に離婚し、北海道から実家の大阪へ戻り、はじめて勤めた千代田工業(パイプ曲げ機械製造会社・社員四〇人、設計課のトレーサーとして入社)で、たった一年でひどい首切りに出会いました。それから七年も裁判や赤旗を振る闘争に入ってしまったのですが、私は組合のくの字も知りませんでした。

この千代田工業の経営者とは、のちに、私にもわかって来るのですが、この業界や社内では有名なワンマン会長でした。私は、女の

くせにタバコを吸う」とまずその会長に目をつけられ、また会長が私の姉やその知人に労働組合員が居る事に気付き、そこから直接的な、やがせ(持ち物が次々紛失・ザブトンが切りさかれる)、何度もの退職強要、結局一年後の四月に力づくで放り出されるのですが、私にとって一番つらかったのは、いっしょに働いていた上司が仕事が終る直前に私を呼び出し突然、やめてくれ」と言った事でした。自分で自分の血の気が引くのがわかりました。頭の中をこれまでの事がグルグルまわりました。職を探す事が困難だった事、これから子供をかかえ働きつづける決心をしなからこの会社へ入社した時の思い、入って来て私なりに勉強もしたこと、思っていたより同僚のあったかさにホッとしたこと……等々。しかしいっただい何がいけなかったんだと。

自分の心を落ち着かせ私は上司に、何故やめなくてはいけないのか聞きました。「四月に学校出の子が入ってくる、将来性のある人を入れたいと思うことはこの会社も同じ、

わかってくれるね」そして、ジパンやタバコはよくないとか。私は上司のそのクビの理由がさっきまで楽しく働いていた彼の言葉とは、全く信じられませんでした。それが彼の考えでなく会長の命令であったことはあとではっきりわかって来るのですが、その時の私の気持ちは、私の全人格を否定された様な、「おまえなど生きる価値なし」と言われた様な、広い海のたった一つぶのアメーバーの様な、幼い時から今日まで生きた意味も何もたたきつぶされた思いでした。しかし私は何とか、働き続けたいと訴えました。上司は「社長にあなたの思いは伝えとく」と返事されただけでした。

この間三〇分程だったでしょうが、話し終ると社内はシーンと静まりかえり、いつも残業している人さえいませんでした。(この日は社長が命令して皆を帰らせていました)外に出ると同僚達四五人が私と上司の様子がおかしいことに気付き待ってくれていました。その時はうれしかったです。帰り道、家に電話を入れ姉の声を聞くや胸がつかえ声が出ませんでした。

同僚達は私に、この会社ではよくある事で、たまたま永島さんにふりかかった」と、社内の事を話してくれました。だからと言って同僚にも、私にも、今後どうすればいいかなどまったくわからなかったのです。

半年で仮処分裁判で負けました。しかし五年かけての本訴（一審）に、私も弁護士さんも組合も必死で向いました。二人の証人をみつけ、多くの証拠をさがし、ぜったい逆転などむつかしいと言われた裁判に大逆転勝利判決を勝ち取りました。ビラまき、抗議集会をずっと重ね、駅ビラでは必ず通りすがりのおっちゃんらが「ガンバレヨ」と声をかけてくれるまでに闘いは広がりました。

高裁不当判決

しかし、今年三月八日の高裁判決は逆転敗訴。司法は上に行くほどひどい事を知る弁護士や組合でさえ、予期しなかった事がおこりました。法廷に入りきれぬ応援の人が、判決に怒りました。三人の裁判官は、「主文」のみを読みあげ逃げる様に法廷から去りました。私は何がおこったのか一瞬わからず、しかし万が一と思いついて用意していた「判決糾弾」と書いたもろろ紙をふるえる手でひろげ、前に立ちました。二秒・三秒とたつうちにくやし涙がこみあげました。しかし、その時、傍聴席から大きなシュプレヒコールが聞こえてきました。「裁判長出てこい」「理由を言え」と、それが、退廷命令が出ようと、誰一人「こんな司法にもうガマン出来ぬ」とその場から立ち去らなかつたのです。三〇分後、皆は裁判

所の庭に下り、集会がはじまりました。私は自分からハンドマイクをにぎりしめ、建物に向い「高裁糾弾」「裁判長出てこい」「この屈じょくは一生わすれない」とさけんでいました。

七年たった今、この道のりには大きなふし目が二つあった様に思います。一つは地裁判決前、裁判で勝つ事がむつかしいと言われ、会社も争議の重さにたえきれず、金銭和解を言ってきました。しかし私を職場には戻さないのが会社の条件でした。この時その和解をとる方がいいという意見もありましたが、私は会社のズルさに腹が立ち、この条件をけりたと思います。内部でギクシャクもありながらも、闘いはつづけてきたのです。

第二のふし目は、今回です。逆転敗訴になったものの、支援の人達の司法のひどさを目のあたりにした後のいっしょに闘ってやるということばに、私は感動しました。しかし、それから何日もたたぬ時、会社の静岡県への逃亡がわかつたのです。争議から逃げる為、大阪本社を閉鎖し、静岡へ大きな工場をすでに建て、移転を計画しているのです。今、大阪の労働者四〇人余り全てが家族をかかえ、静岡へなど行けません。またまた、クビ切りが予想されます。私一人のクビ切りが、社員全体の問題になってしまふのです。この会長を知る人は言っています。「平気でやるだろ

う」と。

裁判は最高裁に行っています。決して樂觀など出来ません。私は今、長い闘いを決意しています。

ただ思うのは、この間、幼ない息子に、私がいそがしく家をあげ続けた時、何ヶ月も原因不明の熱がつづきました。医者を転々とししました。それでもわかりません。私は一番大切なものをわすれていたことに気付きました。今、その息子もそろそろ社会に色々な思いをいだく年頃になりました。

私の闘いの方向性は今も変わりありません。しかし、先日、四月二十四日に二五〇人の仲間が集会デモに参加してくれた時、私は、彼ら彼女ら一人ひとりが苦しくても闘いぬこうと頑張っているんだなあと、そして家族・職場で、苦しみよるこびをぐっとかみしめているんだなあと、一人ひとりの顔をみわたしていました。

私は闘いつづけられた事で、社会の矛盾、世界の中の日本のまたその中の一人の労働者の役割を知りたいと思いました。私の出来ることは小さな事でも、労働者・市民が動かないかぎり、社会もかわらないことも知りませんでした。

たよらないかあちゃんですが、芦屋の皆さん、また出会いを楽しみにしています。これからもよろしく願います。

こんな人権侵害許せない

国や自治体の臨職(女)の使い捨てを告発する

呼び掛け人 和田・北田・矢崎

私達は国や自治体で正規の公務員と全く変わらない仕事に長期間にわたって従事してきながら、不当にも当局の一方的な都合により解雇され、絶対に許すことはできないと裁判を行っている当人たちです。

どの労働者もがそうであるように、私達は自らの生活の糧を求め、終身働けるという慣行を信じてその職場を選びました。正規職員に比べてはるかに劣悪な労働条件ではありましたが、それは組合運動で克服すべきものと考え、一生懸命に働き又条件改善を求めて運動してきました。

ところが、突然「あんたはもう止めてくれ」と首を切られたのです。

その理由は、労働者にはなんの責任も無い

赤字理由の合理化であり、労働運動を嫌っての排除であり、又違法状況の放置から起こる争議を予防する為でした。

こんなことが国や自治体で何故まかりとるのでしょうか。

それは、私達公共体に働く臨時労働者は公務員法、公企体法の条文に明確な規定がなくその保護を受けられない労働者でありながら、一方公務員とみなされて労働基準法からも排除されているからです。このような、どの法律からも労働者としての権利を保護されない不安定な労働者（そのほとんどが女性）を全公共体を合わせると四〇〇五〇万人も、安易に雇用し、労基法、最賃法にもひっかかるような劣悪な条件でこきつかったあげく、職業

病さえひきおこしながら責任を取らないまま、自己都合のみで解雇するということを繰り返しているのです。

これらの労働者は、その不安定さゆえに劣悪な労働条件を改善するために立ち上がることもままならず、解雇の不当性を訴えても法の適用がないため門前払いにされ続けてきました。

私達は、この悔しさ、不当さを絶対に許せません。何としても、このような公共体における労働者の人権無視、使い捨てに歯止めをかけ、そして全ての労働者が安心して働ける社会をつくって行きたいと考えています。そのために、関西における第一歩として共同の集会を持つことにしました。

私達の不当な働かされ方、これまでの闘いを報告すると共に、これからの闘いを構築するために多くの方々の力と知恵を結集して頂きたいと思います。

是非皆さんのご賛同をお願いします。

案内 6/3 関西臨職集会

日時：一九九〇年六月三日(日)AM11:30
場所：部落解放センター
(大阪環状線芦原橋下車)

呼び掛け人

和田 弘子 (国鉄)

北田美智子 (兵庫県)

矢崎 邦子 (阪大図書館)

北田美智子

<1978 / 兵庫県解雇>

余りに劣悪な労働条件に耐えかね、臨職の組織化、待遇改善に取り組む。運動の拡大を怖れての解雇。地労委、神戸地裁敗訴。

和田 弘子

<1983 / 国鉄解雇>

卒業以来11年間「男の職場」国鉄で事務をとり、国鉄合理化の先鞭として全国6千人の仲間と共に解雇。

大阪地裁で敗訴するが「臨職にも解雇理由が要る」との解雇の法理適用を引き出す。

矢崎 邦子

<1984 / 大阪大学解雇>

文部省は全職員の約4割を占める非常勤を合法的に回転させるために「3年期限制」を導入。就職後5年経ってその「制度」にかかり解雇。大阪地裁今秋判決予定。

郵政当局の解放研つぶしに抗して

東灘局部落解放研究会

一九八三～四年田中道雄局長から
一九八四～六年福田局長との闘い

転任してくる局長というのは、それぞれに

何がしかの任務を持ってやってくる。比較的可なりな局長が続いたあと、八三年に田中道雄局長がやってきた。彼は勤務時間管理と配達一度化をやり遂げることと、解放研に対しては森局長が新局で解放研事務所を認める、という経過を反故にしようとした。我々は、

それは実力でやるしかない、会議室の一部を自分達の仕切りで区切り、事務所としてしようとした。すると田中局長は、驚いて撤去にかかったのであるが、何度かのやり取りのあと、①事務室を認める方向で上申書を出す、②当局で仕切りを買って会議室の一部を区切り使うことを許可する、ということと結着したのである。

それが災いとしたのかどうか、田中道雄局長は一年で転勤させられてしまった。

芦屋市教委が市芦の組合つぶしのり出した頃、ほぼ同時期に神戸市の東灘郵便局解放研への弾圧が強化されていた。新聞でその事を知り、とりあえず激励電を打とうと、それが私達と解放研との出会いとなった。国と市のちがいはあっても共に公平審闘争をとりくむ中で、互いに傍聴参加・集会参加をしあっている。私達の審理での楽しい野次以上に、人事院公平審では、「労務屋」として各地を転々としてきた局長へのするどい野次がとびかう。すっかり傍聴のファンとなっている。

一九八六年からの地対協路線から「啓発推進指針」へと、解放運動そのものの抑圧・弾圧のレベルがひかれていく中で、従来、基本的にとりくんできたことが弾圧の対象とされ、処分が濫発される。私達への弾圧と底の深いところで同質のものがある。

去る四月二十四日～二十七日、公平審第六回シリーズと銘うって、なんと四日間に十人の証人が立ち、郵政当局の不当処分の背景・差別性等を徹底的に暴露している。

傍聴参加して、元東灘警察署員松本均氏（警察の内幕を次々と本に出して著名作家となっている（？））は、当時の東灘署の内情を証言し、とりわけ刑事弾圧となった電柱のステッカーに関してユ・モアたっぷりに証言した。「共産党・朝鮮総連・新左翼系のは報告せよといわれていた。自民党や右翼のは何も指示されてませんでした」と、場内爆笑であった。しかし、郵政当局と東灘署が解放研を「監視」していた事実を明確にした証言となった。

また、京都部落史研究所の師岡佑行氏は、部落差別の歴史的背景から説きおこし、戦後の民主主義がいかにして破壊され、とりわけ部落解放運動に関連して、郵政当局がいかに差別的対応をしてきたかを分析し、理論的に明らかにされた。公平審委員や郵政当局の代理人ですら感心して聞いていたという。

近畿管内で解放研のみならず全通組員に対する処分が増加する中で、新しく横のつながりが拡大されていると聞きます。

私達の一年分の審理を四日間ですべてしてしまうという公平審のスピードぶりにはおどろきますが、共に不当処分撤回まで連帯してがんばっていききたいと思っています。

解放研から届けられた闘争パンフ・ニュースから、この間のとりくみを若干紹介しておきます。

市芦救援会事務局

次に更に反動の福田局長がやってきた。彼の任務は、第一に職業病罹病者対策であり、次に解放研対策と云ってよかった。

福田局長は、労働運動の闘いの成果としてあった職業病罹病者（約二〇人程いた）に対する時間内一時間の体操時間の剥奪に着手し、それを何回かの話し合いの末に強引に押し切ったのであった。解放研会員の多くも職業病罹病者であり、福田局長の強引なやり方に憤激し、福田局長追撃の闘いをやり抜いた。

時には、近所の人の「通報？」で、制服警官が「何かありましたか？」と四〇五人やってきたことさえあった。これに対して福田局長は、減給四人、戒告一人の処分を発令した。重い処分者三人は解放研の会員であった。

こうした攻防の一方で、福田局長は解放研に対して事務所は認めざるを得ないと考えていたようで、仮局舎に移った時、不十分なながらも事務所を局長判断で認めたのであった。そしてさらに新局までには、郵政局の承認を取ります、と何度も我々を前にして言ってきた。彼は、罹病者問題で手一杯になり、それ以上の混乱をさけたとも言える。

一九八六年那須局長との闘い

八六年七月、那須局長がやってきた。彼は前任の奈良西局で元日出発式の前に、日の丸

を降ろした労働者に転任前の六月、減給六ヶ月の処分を行っていた。言わば、そういう反動性が買われて東灘局にやってきた。彼の任務の重要な柱が、解放研対策ということができる。

彼は大阪東局を皮切りに、大阪中野や住之江局などで、それなりに部落問題を勉強し、知識としては知っている方の局長と言える。それだから、良心的かと言えば、それはまったく違う。それを労務対策や解放研対策に使うというものである。

彼は東灘局に転任してきて以来、解放研に高圧的に出てきた。これには背景として郵政局が発出した『七・一〇通達』などの「同和」対策、解放研対策の全面転換があることも又、その要素となっている。

そして那須局長は、解放研事務所の設置について『郵政局と九回にわたって話し合いをしたが、だめですと言っている。だから、だめです』と開き直ったのである。更に、『解放研物品を撤去せよ』と、通告書まで持ってきてきた。我々は一〇年来の約束を、そう簡単に反故にされてはたまらない。我々はそれを絶対に認められない、と返答したのであった。

それ以来、那須局長及び近郵との「戦争」が始まるのであった。八六年十一月一日、新居移転の日、近郵人管、東灘局管理者、さら

に私服警官まで動員して、解放研の物品自主搬入を阻止するのである。よくもまあ、こんなあきれたことを、近郵もやるものだと思に驚くばかりである。それ以降も、朝七時から夜九時すぎまで張り番が続くというあり様であった。更に、解放研物品を一時預かってもらっていた家の前にまで、近郵人管が車で張りつくという念の入れようであった。

二週間以上、こういう厳戒体制が続くのであったが、当然、当局に疲れが見える。遂に、我々は物品（机・椅子・ソファ・本箱・印刷機・茶たんすなど）を、新局に入れてしまったのである。そうすると今度は、我々の物品を取りあげてしまうという行動に、那須局長は出たのであった。

そうこうして一二月三〇日、那須局長も疲れが見えたのか、我々に物品を返すと言ってきた。そして遂に一月六日、物品は返ってきたのであった。ところが庶務課長が転動になるや、早速、新任の池田周平庶務課長は那須局長と結託して、物品を又々、取りあげてしまったのである。

それ以降も、我々は当局に『物品を返せ！』『事務所を認めろ！』と言ってきたが、なしのつぶてである。『一寸の虫にも、五分の魂！！』それなら我々も反撃に出るしかない。

二月四日、局周辺ステッカー貼りを、ベニヤ板でつり下げたものを貼り出したのである。

これは言うておくが、実行者は一人であった。それを池田周平庶務課長が見つけ、口論となつた。彼は『警察に告発する』という一方で『冷静に局長と話あう用意はあるか』と聞く。我々は『冷静に話合う用意はある』と返答をしたのである。

ところが、その後の展開は、二月二十四日、二十六日、二十七日の四名に及ぶ、軽犯罪、神戸市屋外広告条例違反の検挙であった。まさに弾圧の為なら、どのようなことでもやるという那須局長と近郵、そして警察の合作であった。

それ以降、我々は自分達の口でいうのも、口はばつたが、多くの支援の人達に支えられて、よくがんばつた。抗議署名のお願い、『著名人、文化人アッピール』のお願い、兵庫県下主要局へのビラ入れ、各種集会でのアッピール、神戸弁護士会人権擁護委員会への提訴、そして三・三集会、五・三一集会の成功を勝ち取ってきた。

同時に、会員一人ひとりが、『何んでこんなしんどい目にあわならんのやろ』と思つてきた半年でもあった。

結びに

決して『立派』な解放研でもなく、そう多くの取り得のない解放研ですが、何んとかこ

提訴にあたって

血友病の治療で使った血液凝固剤でHIV（いわゆるエイズウイルス）に感染した赤瀬範保さん（大阪地裁計一八人、東京地裁計二人）が、国と製薬会社を相手に損害賠償請求訴訟を八九年におこし、四回の公判を経ています。国や製薬会社は被害の現実があるにも関わらず責任を認めようとしていない。むしろ国は「エイズ予防法」を作り、隔離政策で差別と偏見を助長している。「らい予防法」故に「らい」への差別が強まり、今もなお残したように。

公判のたびに赤瀬さんは今治から出てくる。その今治で今回救援会が結成され、趣意書を得た。赤瀬さんの手記と共に掲載します。是非一読下さい。そして加入をお願いします。次回公判七月五日です。

私はきょう、大阪地裁に血液製剤被害救済を求めて国と製薬会社を相手どって提訴しました。これは松本剛弁護士をはじめ松本法律事務所の各位先生方のご支援とご協力によるものです。

そして、陰で支えてくれる仲間、友人、家族それに皆様方のご支援とご協力は、私を勇気づけてくれます。今後とも皆様のご支援とご協力をお願いするものです。

提訴に至った私の考え方を述べます。わが国の血友病患者に起こったエイズ問題は、構造的被害ともいえるもので、血液行政の問題であり、治療薬としての血液製剤にエイズウイルスが混入していたために起こった悲劇です。

何故に「どうして、対策は、責任は」など

これまで来ました。はっきり言って、今後の動向しだいでは潰されるかも知れませんし、潰されないかも知れません。

二ラウンドの闘いが待っています。今、旗をふりつづけることノまこと少数であっても、今はその事が大事だと思っています。佳き日の為に、苦難を笑い飛ばして生きればと念じつつ、結びにかえます。

定時制今年もまた多数の定員内不合格

県下定時制高校全三三校（分校一校を含む）の募集定員三〇八〇名。一次入試受験者数一七八四名、合格者数一六三〇名。二次入試受験者数八八五名、合格者数八三七名。

右の数字からだけ判断すると一次二次受験者総数は二六六九名、合格者総数は二四六七名、不合格者総数は二二〇二名となる。

一次における定員内不合格者は一〇四名、中でも、市立長田工業八名、市尼崎工五名、有馬六名、錦城七名、松陽九名、小野工一二名、北条五名、姫路北七名、竜野実業六名、赤穂一〇名、豊岡六名の多さは目につく。

赤穂高は二次入試でも募集定員八八名のところ受験者数四五名、合格者数三五名、実に一〇名を不合格にしているのである。その結果、定員一二〇名のうち一次二次合格者六七名で、五三名の定員割れになっている。

昨年度（一次二六二名、二次三二七名が不合

格）に比べると今年は減少しているものの「定員内不合格」とする理由が無残であることに変わりはない。

「一次では成績の悪い子、問題のある子は落とし、それでもやる気のある子は二次で拾う」と校長が指導し不合格者を出している。

「二次で来る子のほうが成績がいいのだから、一次受験者を全員合格にはできない」と予備校まがいの判断をして落とした学校もある。

「テスト中、居眠りしていた」「教師をにらみつけた」「中学校の欠席が異常に多い」「髪の毛を染めている」「筆記道具がシャーペン一本だけだった」等々。

こうした数字、「理由」から、教育行政による定時制生徒・中卒労働者による棄民政策と、それに安閑ともたれかかっている学校、教師が浮かびあがってくる。

赤瀬 範保

エイズ感染者の死の恐怖、死の不安は、発症者と同じです。治療、生活、社会活動、すべての事に偏見と差別を伴い、人間として存在すら危うい状況に追い込まれています。患者のほとんどは、不幸な自分の立場すら訴えられないのが現実です。

厚生省もメーカーも医療関係者も、その立場での責任と役割を果たすべきです。そして、ジャーナリストにも、その現実を客観的に報道を正確に把握され、節度ある人間的な情けある報道のあり方をお願いしたい。

エイズの社会へのまん延を一番恐れているのは、われわれ血友病患者である事を知って頂きたい。まん延防止に協力したい願いが強い事をお知らせしておきたい。

エイズという病気を忌み嫌う世間の風潮と、エイズに対する世間のイメージとで病気の怖さのみが強調された結果、私たちの血友病集団にさまざまな悲劇をもたらした。本来、エイズ感染の経路、責任問題が別に論ぜられるべきなのに…。

仲間は今も次々と、エイズ感染によって発症し亡くなっています。何らの救済の道もなく犬死に同様に。葬式すらひそかに行われ、カルテにも別の病名が記載される状況は悲惨としか言いようがない。病名は違ってもエイズが原因なのです。

患者は医師からも、地域社会からも、職場

私にとって死は安らぎであり、私の不幸の終わりです。問題は死に至る過程をいかに生かされるかであり、どう死なせてくれるかです。治療、生活、仲間の問題、社会とのかか

覚え、わが身の命は省みず裁判所に提訴する者です。

どうか、私を助けてください。同じような気持ちでいる仲間を助けて下さい。お願いします。

(3) 平成元年(1989年)5月15日(月曜日)

「関係のない人から見れば立派な法律だが、当事者からすればなんの救済にもならない。感染者と発症した患者とを区別している。感染者の苦悩を分かっている。病状の審査が厳しく、認定されるのは死ぬ一週間くらい前の状態だ。死んでからは遅い。今の生き方が大事なのに」

六十二年三月、国会に提出された「エイズ予防法案」は元上税のあたりで流産したが、厚生省は手直し法案を提出。全国「モブリア友の会」など多くの団体が反対する中で六十二年十二月成立(今年一月二日施行)した。同時に日Ⅳに感染した血友病患者の救済制度がスタートした。

救済は▽医療手当▽感染者がエイズに関連する疾病の治療のため入院した場合▽特別手当▽発症している場合▽遺族見舞金、遺族一時金、葬料▽死亡時▽の三種。

「なぜ感染者と発症者を一律救済しよとしないのか」示瀬さん「厚生省と製薬メーカーが組んだ「薬害隠し」の横図を頭に描いた。不自由な体を押し、厚生省へ陳情と抗議行動をした。結果は思い通りにならなかった。「エイズ対策は成ったとする世論が、鶴突に定着しつつあるようにも思えた。」

血友病患者に日Ⅳ感染が伝えられて以来、友の会の集会さえオープンに出来なくなった。会員とのやりとりは電話が主で、それよりはるかに小さな声だった。「感染を

告げるべきか」「うまくよきに息子のことを相談する母。結婚したい。子供も産みたい」というカッパル。高校入学を「それとなく」断られた両親は泣いた。全国仲間から辛い相談の電話が届いた。

「真実を言えない仲間たち」の訴えを聞くにつけ赤瀬さんのある決意は固まっていた。興味本位にはしり「妻害隠し」を助長する多くの情報親の氾濫(はんらん)、そんな中に「真実」を求め伝えようとするジャーナリストたちとの出会いがあった。

「やましいことは何もしてない。なぜ、隠さないといけないのか」社会に対する問いかけの手段、残された方途はプライバシーの放棄「感染者宣言」だった。近親者の支援もあった。六十三年十一月、テレビに映し出された実像は、見る人の偏見と差別意識に重い衝撃となった。

多くのリアクション。頑張つて下さい」と陰ながら声をかけて地域の人びとと「ぜひ生徒に話したい」と了解を求めた高校教師、何よりも感染者の子供を持つ母親たちの感謝がうれしかった。

今年、松節りが取れてほどなく悲しい電話が鳴った。首都圏に住む二十二歳の大学生の死だった。免疫が無くなり腫瘍(しゅよう)に侵されていた。発症して一週間。死ぬ五日前まで元気に話していた。死亡届はがん。葬儀はひそやかに行われた。ラジオから中島みゆきの歌が流れた。「エイズ死」を知る友が、好きたった曲をリクエストしていた。

両親は救済制度の申請はしなかった。五百六十四万円の一時金では、一人っ子を養われた悲しみを救えなかった。

「仲間には皆、一生懸命生き
てきた。までも過ぎるくらい
ももた。感染を一番恐れて
いるのは私たちだ。発症し死
期を知った時、若い仲間がヤ
ケになるのが怖い。社会の連
帯の中で生きさせてほしい」。
厚生省との話し合いで救済
策を、と急ぎて来た。限界を
感じた時、法廷への闘いに歩
み始めた。提訴の前日、大阪
地裁前で倒れりゃ本望だな」
と戦った笑いを顔かへ朝の今
治落をたった。「命ある間に」
高遠艇が走る故郷の海の波間
に思いは募った。

血友病患者のHIV感染は
驚きである。提訴は社会の目
を向けた。「ひと」としての尊
厳を保障する社会を、赤痢
の序章の始まりだ。(今治文
社・菊池洋)

愛媛新聞 (1989.5.15付)
「愛難」52年一エイズ訴訟・赤瀬範保さんより転載

愛媛新聞 (1989.5.15付)
「受難」52年一イイ訴訟・赤瀬範保さん より転載

訴訟支援の会

代表 内藤豊洲

一九八九年五月八日、赤瀬範保さん（今治市）は国と製薬会社二社に対する損害賠償の訴えを大阪地裁に起しました。いわゆるHIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染損害賠償請求事件であります。私たちは、この勇氣ある行動を起こされた赤瀬さんに対し裁判の勝訴と赤瀬さんの活動を、物心両面にわたり支援するため、多くの皆様のご理解とご協力をお願いする次第です。

HIV 感染損害賠償請求訴訟は、血友病患者にとつて欠かせない高濃縮血液凝固製剤に HIV ウイルスが混入し感染。この悪性ウイルスの混入が予見可能であつたにもかかわらず、有用性と安全性に対する無責任な誇大宣伝を繰り返してきた製薬会社と、その安全性を確認しないまま輸入、製造、販売を承認してきた国の過失責任に対し、損害賠償を求めらるゝものです。

H I V裁判の勝訴のために必要な活動と、赤瀬範保さんの活動を支援するとともに、学習活動を通じH I V訴訟に対する理解をふかめる。

個人會費	年一口一、〇〇〇円
団体會費	年一口五、〇〇〇円

愛媛県今治市阿方乙四八七一—一五

川野征雄方（〇八九八—三二七四五六）
振込先
郵便振替口座番号（徳島 〇一五〇三二〇）
愛媛県今治市阿方乙四八七一五
えひめＨＩＶ訴訟支援の会事務局

国鉄闘争支援 三億円カンパの

お願い

事務局

三月二〇日、一五八一名の清算事業団の労働者に対して、自主退職しなければ四月一日で解雇するという予告が出された。そして五百三十五名が辞職に追い込まれ、一〇四七名が解雇された。

それに先立つ三月一八日より国労・動労千葉は当局の不誠実極まりない対応に対してストライキに突入した。これに対し、当局は、スト破り体制を組んで、列車が一本も止まらない体制を敷き、清算事業団問題の顕在化を抑え込もうとしたのである。又、分割、民営化されたJRではストライキはありえないということを示威するためであった。

三年前の二月一六日、国労・動労千葉に所属するという理由でJRへの採用を拒否され清算事業団雇用対策支所に七六二八人が送り込まれた。三月二〇日時点で一五八一名、六千人近い人が当局の脅し、追い出しで消えている。健康で働く意欲のある労働者が、労働の機会を三年間も奪われてきたことは、日本の労働史上かつてないことである。この事実

活動日誌（抜粋）

1990.4.17～5.17

- | | |
|--|--|
| 4・17 事務局会議。 | 3 芦屋の会に参加。 |
| 21 芦教組教育講演会に参加。 | 7 事務局法対会議。 |
| 24 全港湾千代田工業永島さん高裁不当判決抗議集会デモに参加。 | 9 麦の家運営委員会 |
| 25 東灘郵便局解放研公平審傍聴（27） | 10 法対会議。市芦校内同和研修、日の丸掲揚を前提にする教頭に組合員が批判。 |
| 27 全通東神戸支部東灘局反弾圧闘争一周年集会に参加。反天皇郵政労働者集会に参加。 | 11 通信No.40発送。 |
| 28 兵高教阪神支部学習会（加島弁護士による日の丸問題）。事務局会議。麦の家運営委員会。 | 12 「第三回アウシュビッツ講演会」（青木進々氏）に参加。日教組沖縄平和行進に分会から参加。甲山事件高裁差し戻し判決抗議集会に参加。 |
| 29 伊丹市での朝鮮人差別を考える会第三回報告集会に参加。長田マダンに参加。 | 14 法対会議。 |
| 30 事務局・麦の家など家族連れで総勢五〇余名で京都ヘタケノコ堀り。 | 16 分会対市教委交渉（諸要求） |
| 5・1 芦屋地区メーデーに参加。国労連帯 | 17 第二六回公開口頭審理。事務局会議。芦屋地労協常幹。教育共闘会議の狭山ピラ。 |

決して忘れてはならないことである。

全国の各地労委は次々と不当労働行為を認定し、JRへの採用を命じたが、当局は不履行で居直ってきた。JR北海道、九州などの希望が集中している所に多くの欠員が生じていたにも関わらず欠員状態を放置して、清算事業団職員を採用しなかった。地労委決定を正しく履行させる力を労働組合の側が組織的に集約させていったのであろうか。労働者の

雇用を守り、首切り反対が正面に据えられなくては当局の思い通りになってしまう。

カンパの宛先

呼びかけ 国鉄闘争支援中央共闘会議
カンパ振り込み先
東京労金八重洲口支店
普通 〇三八二五六二
口座名 「国鉄闘争支援カンパ」

1990年6月

各位

市芦救援会

第27回芦屋市公平委員会審理傍聴参加のお願い

平素は、市芦反弾圧闘争に温かいご支援をいただきましてありがとうございます。

前回審理（5月17日）では、1986年9月末の河村・深沢両先生に対する「無断職場離脱」を口実とした停職1ヶ月処分に関して、処分者側証人小林前市教委管理部長（現福祉部長）に対する反対尋問が続けられました。

市芦教員の勤務時間について、証人は「市条例により一週42時間」として、その間の「無断職場離脱」による処分と主張してきました。しかし、その条例上の法的根拠を問い質したところ「正確でないので答えられない」とあわてふためいての証言拒否にて、処分のデタラメさを明確にさせました。

今回の審理では、更に個々の処分事実についてそのデッチ上げを追及していきます。

「勤務時間の正常化」＝「勤務の正常化」＝「教員管理強化」として組合弾圧を強行してきた実態を徹底的に追及していきますので、多くの方々の傍聴参加をよろしくお願い致します。

記

日時 6月22日（金）午前10時

場所 市役所分庁舎3階
（阪神芦屋駅南200m）

